

陸上自衛隊訓令第5号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊陸曹教育隊等の組織及び編成に関する訓令を次のように定める。

平成25年3月22日

防衛大臣 小野寺 五典

陸上自衛隊陸曹教育隊等の組織及び編成に関する訓令

教育団等の部隊の組織等に関する訓令（昭和37年陸上自衛隊訓令第15号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 陸曹教育隊（第4条－第10条）

第3章 教育大隊（第11条－第17条）

第4章 教育中隊（第18条）

第5章 機甲教育隊（第19条－第22条）

第6章 女性自衛官教育隊（第23条－第27条）

第7章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、教育部隊の組織及び編成に関し必要な事項

を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教育部隊 陸上自衛隊陸曹教育隊（以下「陸曹教育隊」という。） 、教育大隊、教育中隊、機甲教育隊及び女性自衛官教育隊をいう。

(2) 教育中隊 共通教育中隊、普通科教育中隊、特科教育中隊、陸曹教育中隊、陸士教育中隊、通信教育中隊及び上級陸曹教育中隊をいう。

(教育部隊の任務)

第3条 教育部隊は、陸曹及び陸士としての職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うことを任務とする。

第2章 陸曹教育隊

(陸曹教育隊)

第4条 陸曹教育隊は、陸曹教育隊本部並びに共通教育中隊、普通科教育中隊、特科教育中隊及び上級陸曹教育中隊をもって編成する。ただし、通信教育中隊を編成に加え、又は特科教育中隊を編成に加えないことができる。

(陸曹教育隊長)

第5条 陸曹教育隊の長は、陸曹教育隊長とする。

2 陸曹教育隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 陸曹教育隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、陸曹教育隊本部の事務を掌理し、陸曹教育隊の隊務を統括する。

(陸曹教育隊本部の内部組織)

第6条 陸曹教育隊本部に、次の3科を置く。

総務科

訓練科

管理科

(総務科)

第7条 総務科は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 福利厚生に関する事。
- (5) 健康管理に関する事。
- (6) 記録及び統計に関する事(訓練科の所掌に属するものを除く。)
- (7) 出版物及び厚生用品に関する事。
- (8) 秘密の保全に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、他の科の所掌に属しない事項

に関すること。

(訓練科)

第8条 訓練科は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練の計画に関すること。
- (2) 教育訓練の実施の調整に関すること。
- (3) 教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(管理科)

第9条 管理科は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物品に関すること（総務科及び方面総監直轄の後方支援隊の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 車両及び通信の運用に関すること。
- (4) 施設の維持及び管理に関すること。

(科長)

第10条 科に、科長を置く。

2 科長は、陸曹教育隊長の命を受け、科務を掌理する。

第3章 教育大隊

(教育大隊)

第11条 教育大隊は、教育大隊本部及び共通教育中隊をもって編成する。

(教育大隊長)

第12条 教育大隊の長は、教育大隊長とする。

2 教育大隊長は、2等陸佐をもって充てる。

3 教育大隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、教育大隊本部の事務を掌理し、教育大隊の隊務を統括する。

(教育大隊本部の内部組織)

第13条 教育大隊本部に、次の3係を置く。

総務係

訓練係

管理係

(総務係)

第14条 総務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- (3) 人事に関する事。
- (4) 福利厚生に関する事。
- (5) 健康管理に関する事。
- (6) 記録及び統計に関する事（訓練係の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 出版物及び厚生用品に関する事。
- (8) 秘密の保全に関する事。

- (9) 心理適性検査に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他の係の所掌に属しない事項に関すること。

(訓練係)

第15条 訓練係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 教育訓練の計画に関すること。
- (2) 教育訓練の実施の調整に関すること。
- (3) 教育訓練に関する記録及び統計に関すること。
- (4) 教育訓練に必要な資料及び資材に関すること。

(管理係)

第16条 管理係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物品に関すること（総務係及び方面総監直轄の後方支援隊の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 給養に関すること。
- (3) 車両及び通信の運用に関すること。
- (4) 施設の維持及び管理に関すること。

(係長)

第17条 係に、係長を置く。

2 係長は、教育大隊長の命を受け、係の事務を掌理する。

第4章 教育中隊

(教育中隊長)

第 18 条 教育中隊の長は、教育中隊長とする。

2 教育中隊長は、3 等陸佐又は 1 等陸尉をもって充てる。

3 教育中隊長は、陸曹教育隊長、教育大隊長、機甲教育隊長又は女性自衛官教育隊長の指揮監督を受け、教育中隊の隊務を統括する。

第 5 章 機甲教育隊

(機甲教育隊)

第 19 条 機甲教育隊は、機甲教育隊本部並びに陸曹教育中隊及び陸士教育中隊をもって編成する。

(機甲教育隊長)

第 20 条 機甲教育隊の長は、機甲教育隊長とする。

2 機甲教育隊長は、1 等陸佐をもって充てる。

3 機甲教育隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、機甲教育隊本部の事務を掌理し、機甲教育隊の隊務を統括する。

(機甲教育隊本部の内部組織)

第 21 条 機甲教育隊本部に、次の 3 科を置く。

総務科

訓練科

管理科

2 総務科は第 7 条各号に掲げる事務を、訓練科は第 8 条各号に掲げる事務を、管理科は第 9 条各号に掲げる事務をつかさどる。

(科長)

第 2 2 条 科に、科長を置く。

2 科長は、機甲教育隊長の命を受け、科務を掌理する。

第 6 章 女性自衛官教育隊

(女性自衛官教育隊)

第 2 3 条 女性自衛官教育隊は、女性自衛官教育隊本部及び共通教育中隊をもって編成する。

(女性自衛官教育隊長)

第 2 4 条 女性自衛官教育隊の長は、女性自衛官教育隊長とする。

2 女性自衛官教育隊長は、1 等陸佐をもって充てる。

3 女性自衛官教育隊長は、方面混成団長の指揮監督を受け、女性自衛官教育隊本部の事務を掌理し、女性自衛官教育隊の隊務を統括する。

(副隊長)

第 2 5 条 女性自衛官教育隊に副隊長 1 人を置き、2 等陸佐をもって充てる。

2 副隊長は、女性自衛官教育隊の隊務につき女性自衛官教育隊長を助け、女性自衛官教育隊長に事故があるとき、又は女性自衛官教育隊長が欠けたときは、女性自衛官教育隊長の職務を行う。

(女性自衛官教育隊本部の内部組織)

第 26 条 女性自衛官教育隊本部に、次の 3 科を置く。

総務科

訓練科

管理科

- 2 総務科は第 7 条各号に掲げる事務及び心理適性検査に関する事務を、訓練科は第 8 条各号に掲げる事務を、管理科は第 9 条各号に掲げる事務をつかさどる。

(科長)

第 27 条 科に、科長を置く。

- 2 科長は、女性自衛官教育隊長の命を受け、科務を掌理する。

第 7 章 雑則

(委任規定)

第 28 条 この訓令に定めるもののほか、教育部隊の内部組織については、当該部隊の長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。